

20歳になったら国民年金

国民年金だからできること



20歳になったみなさん、今日からあなたも大人の仲間入り。そして国民年金にも加入します。「そんな将来のことなんて…」と思われるかもしれませんが、日本はいまや世界一の長寿国。長い人生の間には、何が起きるかわかりません。そんなときこそ、あなたを力強くバックアップしてくれるのが国民年金です。

支払う保険料より多い年金が受けられる！

国民年金は、社会全体でお互いを支え合う社会保障制度ですから、損得勘定ではありません。しかしあえて計算してみると、平均的な寿命まで生きれば、支払う保険料の総額より生涯受け取る年金額の方が多く、決して払い損にはなりません。公的年金は生涯支給される、老後の大切な「財産」です。

障害年金・遺族年金が受けられる！

年金は老後の保障だけと思われがちですが、病気や事故などで障害の状態になったときや、本人が死亡したとき、あなたやあなたの残された家族をサポートします。しかし、保険料を滞納していると、これらの年金を受けられない場合もあります。そのことを考えれば、今納める保険料は大きなリスクに備える負担と考えられませんか？

経済変動に強い国民年金！

個人年金などでは老後の準備をどんなにしても、インフレが起これば実質価値は、あつという間に目減り。国民年金は物価が上昇した分だけ年金額も上がるので、いつの時代も安定した価値が保たれ安心。これは世代と世代の支え合いからなる、国民年金だからできることなのです。

ご存知ですか？ 差額ベッド室 (特別療養環境室)



差額ベッド制度とは

入院環境の向上を図り、患者の選択の機会を広げるために認められたもので、料金は医療保険で支払われる入院料とは別に、患者が負担します。

差額ベッド室の要件は

- ①病室の病床数は4床以下であること。
- ②病室の床面積は一人当たり6・4平方メートル以上であること。
- ③病床のプライバシーを確保するための設備があること。
- ④少なくとも「個人用の私物

の収納設備・「個人用の照明」・「小机等および椅子」の設備があること。

差額ベッド室への入院には、患者への説明と同意が必要で

病院（診療所）は、差額ベッド室に入院を希望する患者に、差額ベッド室の設備、構造、料金などについて明確かつ懇切に説明し、患者側の同意を確認したうえで入院させなければなりません。

料金を求めてはならない場合があります

- ①患者側から同意書による同意の確認を行っていない場合（同意書に室料の記載がない、患者側の署名がない等の内容が不十分である場合を含む）
- ②患者本人の「治療上の必要」により差額ベッド室に入院した場合

（例）●救急患者、術後患者等であつて、病状が重篤なため安静を必要とする者、または常時監視を要し、適時適切な看護および介助を必要とする者。

- 免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者。
- 集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する

必要のある終末期の患者。

③病棟管理の必要性等から差額ベッド室に入院させた場合であつて、実質的に患者の選択によらない場合

（例）●MRSA（多剤耐性ブドウ球菌）等に感染している患者であつて、医師が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者。※②または③に該当しなくなったときは、患者の意に反して差額ベッド室への入院が続けられることのないよう改めて同意書により患者の意思を確認する等、その取り扱いに十分に配慮することとなります。

病院内の掲示

病院（診療所）は、院内の見やすい場所、例えば受付窓口、待合室等に「差額ベッド室の各々についてそのベッド数および料金」を患者にとつてわかりやすく掲示しなければなりません。

差額ベッドについてのご相談は、埼玉県健康福祉部国保医療課保険医療担当 ☎048-830-3361 または埼玉社会保険事務局保険課医療係 ☎048-823-4701へ。

国保健康ウォークを実施



綾瀬川沿いのジョギングロード等を利用した約8kmのウォーキングで汗を流したあとは、町食生活改善推進員協議会の方が調理した具材たっぷりの生活習慣病予防食「三元気汁」を試食しました。

この事業は、ウォーキングの習慣をつけて健康な生活を送るため毎年開催しています。次回は広報いな9月号で募集します。あなたも参加してみませんか。

国保健康保険係 ☎2161

男女共同参画社会をめざして

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

平成13年10月にDV（ドメスティック・バイオレンス）防止法が施行され、県では配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV被害にあわれている方の相談・援助にあたっています。このDV防止法の一部が改正され、平成16年12月2日から施行されました。

「配偶者からの暴力」の定義が、身体に対する暴力のほか、精神的暴力・性的暴力も含むものとして定義されました。保護命令制度についても、被害者の同伴する未成年の子への接近禁止命令ができるようになり、退去命令の期間も2か月に拡大されるなど、改

正されました。DV問題を人権侵害行為としてとらえ、町でも、配偶者暴力相談支援センターを中心にWITH YOUさいたま、県福祉保健総合センター、警察などと連携しながら、被害者の相談、自立支援のための情報提供を行なっています。暴力は、ふるう方が悪いのです。決してあなたのせいではありません。自分と子どもの安全を確保し、尊厳を保つために援助を求めるとはあなたの権利です。町では、第2水曜日に女性相談を開設しています。一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

人権推進課 ☎2219



火災予防にご協力を

秋晴れの10月23日(土)、5歳から69歳まで61名の方が参加した今回の国保健康ウォーク。運動指導士の講習を受け、

空気が乾燥している季節で、火災の増加が予想されます。家庭内での暖房器具の取扱いには特に注意してください。

また、全国の火災件数で「放火」および「放火の疑い」による火災は、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めています。

放火火災の傾向としては、冬から春先および夜間から明け方にかけて多く発生しています。放火火災を防ぐためには、建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、整理整頓を心がけましょう。

ばら園が有料になります



記念公園のばら園が今年から有料になります。

昨年まで無料で開放しておりましたが、来場者が年々増加し交通誘導員等の費用もかさんでまいりました。

これらの費用にあてるため、ばら園入場の際して、今年から次のとおり料金を徴収することになりました。

有料期間 5月1日～6月30日
(開花状況により前後します)
料金 大人200円/1回
1,000円/1シーズン
(*療育手帳、身体障害者手帳提示者および18歳以下の方は無料)

都市計画課公園緑地係 ☎2252